

三条市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和11年度

三 条 市

目 次

第1章 基本的な事項

- 1 三条市（下田地域）の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 地域の持続的発展のための基本目標（人口目標）・・・・・・・・ 10
- 6 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 8 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 1 移住・定住・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 産業の振興

- 1 産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 地場産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 観光・レクリエーション等の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

- 1 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 交通手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第6章 生活環境の整備

- 1 水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 汚水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 消防・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	高齢者福祉	24
2	子育て環境の整備	24
3	障がい福祉	25
4	保健	26
第8章	医療の確保	29
第9章	教育の振興	
1	学校教育	30
2	生涯学習・社会教育・スポーツ	30
第10章	集落の整備	33
第11章	地域文化の振興等	34
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	35
別記	過疎地域持続的発展特別事業に関する説明	36

第1章 基本的な事項

1 三条市（下田地域）の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 市の位置・地勢

本市は、新潟県のほぼ中央に位置しており、県都新潟市から南へ約35キロメートルにあつて、東は加茂市、西は燕市に隣接し、東西10.48キロメートル、南北11.87キロメートルとやや南北に長い市域を持っている。

市の面積は431.97平方キロメートルで、新潟県の総面積（12,584.24平方キロメートル）のおよそ3.4パーセントを占めている。

北西部は日本最長を誇る信濃川の沖積平野として肥沃な農地をもち、信濃川と合流する清流五十嵐川が、市域を横断して流れており、下流域では市街地が形成されている。また、南東部には緑豊かな森林に覆われた丘陵地が広がっており、東部の福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水は近隣市町村の貴重な水源になっている。

気象条件は日本海気候に属し、冷涼・多雨地帯である。冬期には積雪量が2.0メートルから3.0メートル以上となり、積雪期間も150日から160日までの間に及ぶ典型的な豪雪地帯である。

イ 市の歴史

本市では2万年以上前の旧石器時代の遺跡が下田地域を中心に発見されており、縄文時代の遺跡では長野遺跡や吉野屋遺跡などの拠点的な集落が発見されている。また、弥生時代の遺跡である経塚山遺跡から朝鮮製の鉄斧が発見されていることに加え、古墳時代には大和政権との深い関連性が想定される遺物が出土している保内三王山古墳群が営まれるなど幅広い地域との交流があったことが判明している。古代、中世以降は、沖積低地にも積極的に進出が見られ、江戸時代を通じて現在の市街地、村域が形成されていった。江戸時代には三条地域及び栄地域は主に村上藩、新発田藩、下田地域は村松藩領として豊かな町民、農民文化が展開されている。明治期に至り、三条地域には南蒲原郡役所が置かれるなど、地域の中心としての役割を担っている。いわゆる昭和の大合併時期を経て三条市、栄町、下田村が形成され、平成17年5月にこれら3市町村が合併して新三条市として現在に至っている。

ウ 社会的条件（下田地域）

交通は地域の中央を県道が縦断しており、これに通じる集落内の循環・

連絡道路はほぼ改良済みであるが、今も未改修路線があり、冬期間は自動車交通が遮断される箇所も多いことから早急な整備が望まれている。

生活環境は豊かな水と緑に囲まれた風光明媚な土地であるが、冬期間は一転して厳しい自然との闘いとなる。

市としては、上越新幹線や北陸自動車道などの交通体系の拠点を持つほか、国道 8 号、289 号、403 号などの幹線道路がある。国道 289 号の福島県境区間は、古くから「八十里越」と呼ばれ、区間の開通に向け、工事が進められている。

エ 経済的条件（下田地域）

主産業は農林業であり、経営規模は農地 90 アールと零細経営となっており、山林は 3 ヘクタール以下のため、第 2 次、第 3 次産業への依存が顕著となっている。

稲作が主産業であるが規模は零細であり、約 9 割の世帯が第 2 種兼業農家で、市内へ就労の場を求めている。

(2) 過疎の状況

国勢調査で下田地域の人口を見ると、昭和 35 年から昭和 45 年までの間で 15.9 パーセントの減少、昭和 45 年から昭和 55 年までの間で 3.6 パーセントの減少、昭和 55 年から平成 2 年までの間で 2.5 パーセントの減少、平成 2 年から平成 12 年までの間で 9.1 パーセントの減少、平成 12 年から平成 22 年までの間で 10.6 パーセントの減少、平成 22 年から令和 2 年までの間で 17.1 パーセントの減少となっている。一度は緩やかな減少となったが、近年急激に減少が進行している。今後も転出超過の傾向が見込まれるため、人口減少の問題はより深刻化することが予想される。

また、年齢別の人口構成を見ると、若者比率の急激な減少、高齢者比率の増加が顕著であり、少子高齢化が進んでいる。災害時のネットワークの在り方や地域の担い手不足などの課題への対処として、定住促進や若者の転出抑制等に取り組むことが考えられる。

これらの課題を住民が危機感を持って捉え、主体的に行動していくことが下田地域の持続的発展につながるため、住民に地域づくりに携わるきっかけや機会を提供していくことが必要である。

(3) 社会経済発展の方向

下田地域においては、農業を始めとした豊かな自然資源を活用した産業を推進してきた。その中で、今後はより一層の地場産品のブランド化（高付加価値化）、外部人材等を含めた地域づくりの人材確保、新事業の創出などを行い、市内外に下田地域の魅力を発信していく必要がある。

また、国道 289 号八十里越の開通を目前に控え、様々な取組を積極的に実

施していくことで、交流人口の拡大を図る。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

令和2年の国勢調査によると、本市の総人口は94,642人であり、10年前の平成22年から7.4パーセントの減少となっている。また、下田地域の人口は令和2年で8,505人であり、平成22年から17.1パーセントの減少となっていることから、市全体の人口減少よりも急速に人口減少が進んでいるといえる。

令和2年と平成22年の若者比率を比較すると、市全体では1.7パーセント、下田地域では2.0パーセント減少している。市全体、下田地域ともに進学又は就職等で市外に転出する若者が多いことが主な原因であると考えられる。また、高齢者比率については市全体では7.0パーセント、下田地域では9.5パーセント増加している。

本市において、今後、ますますの少子高齢化、人口減少の進行が見込まれる中で、特に人口減少の顕著な下田地域の地域活性化は喫緊の課題となっている。

表-1 三条市の人口推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	99,873	100,080	0.21%	102,220	2.14%	105,833	3.53%	109,429	3.40%
0歳～14歳	31,441	27,162	-13.61%	25,170	-7.33%	25,696	2.09%	25,878	0.71%
15歳～64歳	62,773	66,753	6.34%	69,666	4.36%	71,156	2.14%	72,623	2.06%
うち15歳～29歳 (a)	25,827	25,899	0.28%	25,830	-0.27%	24,413	-5.49%	22,141	-9.31%
65歳以上 (b)	5,659	6,165	8.94%	7,384	19.77%	8,981	21.63%	10,885	21.20%
若者比率 (a)/総数	25.86%	25.88%	—	25.27%	—	23.07%	—	20.23%	—
高齢者比率 (b)/総数	5.67%	6.16%	—	7.22%	—	8.49%	—	9.95%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	110,568	1.04%	110,228	-0.31%	109,584	-0.58%	107,662	-1.75%
0 歳～14 歳	24,481	-5.40%	21,576	-11.87%	18,471	-14.39%	16,363	-11.41%
15 歳～64 歳	73,430	1.11%	73,404	-0.04%	72,386	-1.39%	69,404	-4.12%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	20,333	-8.17%	20,208	-0.61%	20,335	0.63%	18,946	-6.83%
65 歳以上 (b)	12,657	16.28%	15,248	20.47%	18,726	22.81%	21,893	16.91%
若者比率 (a)/総数	18.39%	—	18.33%	—	18.56%	—	17.60%	—
高齢者比率 (b)/総数	11.45%	—	13.83%	—	17.09%	—	20.33%	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	104,749	-2.71%	102,292	-2.35%	99,192	-3.03%	94,642	-4.59%
0 歳～14 歳	14,622	-10.64%	13,143	-10.11%	11,962	-8.99%	10,607	-11.33%
15 歳～64 歳	65,436	-5.72%	61,806	-5.55%	57,474	-7.01%	51,991	-9.54%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	16,194	-14.53%	13,831	-14.59%	12,833	-7.22%	11,116	-13.38%
65 歳以上 (b)	24,691	12.78%	26,622	7.82%	29,492	10.78%	31,258	5.99%
若者比率 (a)/総数	15.46%	—	13.52%	—	12.94%	—	11.75%	—
高齢者比率 (b)/総数	23.57%	—	26.03%	—	29.73%	—	33.03%	—

表-2 下田地域の人口推移 (国勢調査)

(単位:人)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	15,958	14,507	-9.09%	13,405	-7.60%	12,960	-3.32%	12,911	-0.38%
0歳～14歳	5,604	4,346	-22.45%	3,197	-26.44%	2,774	-13.23%	2,746	-1.01%
15歳～64歳	9,174	8,909	-2.89%	8,763	-1.64%	8,603	-1.83%	8,391	-2.46%
うち15歳～ 29歳 (a)	3,270	2,869	-12.26%	2,908	1.36%	2,816	-3.16%	2,571	-8.70%
65歳以上 (b)	1,180	1,252	6.10%	1,445	15.42%	1,583	9.55%	1,774	12.07%
若者比率 (a)/総数	20.49%	19.78%	—	21.69%	—	21.73%	—	19.91%	—
高齢者比率 (b)/総数	7.39%	8.63%	—	10.78%	—	12.21%	—	13.74%	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,798	-0.88%	12,586	-1.66%	12,017	-4.52%	11,430	-4.88%
0歳～14歳	2,712	-1.24%	2,487	-8.30%	2,031	-18.34%	1,673	-17.63%
15歳～64歳	8,177	-2.55%	7,883	-3.60%	7,415	-5.94%	6,885	-7.15%
うち15歳～ 29歳 (a)	2,125	-17.35%	1,993	-6.21%	2,020	1.35%	1,903	-5.79%
65歳以上 (b)	1,909	7.61%	2,216	16.08%	2,571	16.02%	2,872	11.71%
若者比率 (a)/総数	16.60%	—	15.84%	—	16.81%	—	16.65%	—
高齢者比率 (b)/総数	14.92%	—	17.61%	—	21.39%	—	25.13%	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,160	-2.36%	10,268	-7.99%	9,464	-7.83%	8,505	-10.13%
0 歳～14 歳	1,445	-13.63%	1,247	-13.70%	1,098	-11.95%	854	-22.22%
15 歳～64 歳	6,556	-4.78%	5,919	-9.72%	5,153	-12.94%	4,278	-16.98%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,719	-9.67%	1,324	-22.93%	1,097	-17.15%	919	-16.23%
65 歳以上 (b)	3,159	9.99%	3,096	-1.99%	3,211	3.71%	3,373	5.05%
若者比率 (a)/総数	15.40%	—	12.89%	—	11.59%	—	10.81%	—
高齢者比率 (b)/総数	28.31%	—	30.15%	—	33.93%	—	39.66%	—

表－3 三条市の人口見通し（三条市まち・ひと・しごと創生総合戦略）（単位：人）

区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)
総数	99,192	95,451	91,155	86,511	81,583
年少人口	11,963	10,976	10,056	9,165	8,328
生産年齢人口	57,639	53,268	49,973	46,759	43,344
老年人口	29,590	31,207	31,126	30,587	29,911

(2) 産業

下田地域内において基幹産業である農業を中心とした第 1 次産業の人口は多少の増減はあるが基本的には減少傾向にある。また、就業人口全体に対する各産業の割合については、第 3 次産業の割合が年々高くなってきており、第 1 次産業及び第 2 次産業では高齢化や担い手不足が懸念されている。

今後は下田地域内に農業を始めとした新たな事業を展開し、雇用の場を創出することで、地域の持続性を向上させる必要がある。

表－４ 三条市の産業別人口動向（国勢調査）

（単位：人）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	56,849	-5.49%	54,309	-4.47%	51,257	-5.62%	51,179	-0.15%	48,120	-5.98%
第 1 次産業 就業人口	2,804	-23.45%	2,949	5.17%	2,135	-27.60%	2,343	9.74%	1,998	-14.72%
第 2 次産業 就業人口	22,981	-9.79%	20,985	-8.69%	18,105	-13.72%	18,432	1.81%	17,472	-5.21%
第 3 次産業 就業人口	31,064	0.17%	30,375	-2.22%	31,017	2.11%	30,404	-1.98%	28,650	-5.77%

表－５ 下田地域の産業別人口動向（国勢調査）

（単位：人）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,867	-9.24%	5,785	-1.40%	4,996	-13.64%	4,780	-4.32%	4,210	-11.92%
第 1 次産業 就業人口	528	-27.77%	658	24.62%	439	-33.28%	505	15.03%	367	-27.33%
第 2 次産業 就業人口	2,692	-14.46%	2,417	-10.22%	1,930	-20.15%	1,852	-4.04%	1,613	-12.90%
第 3 次産業 就業人口	2,647	2.36%	2,710	2.38%	2,627	-3.06%	2,423	-7.77%	2,230	-7.97%

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

平成 17 年 5 月の市町村合併後、現在は三条庁舎に本庁機能を置き、栄庁舎に教育委員会、栄サービスセンターを、下田庁舎に上下水道課、下田サービスセンターを配置して行政サービスを市民に提供している。

(2) 財政の状況

令和 2 年度決算における本市の歳入合計は約 628 億円で、主な歳入のうち、地方税が約 131 億円、地方交付税が約 105 億円、地方債が約 73 億円となっており、依然として財源確保が厳しい状況にある。

歳出は、人件費約 67 億円、公債費約 74 億円、投資的経費約 111 億円が主な内容となっている。

また、歳入総額に占める市税等の一般財源の割合が減少傾向にあることや、現時点では想定できない財政負担に対応するため、これまで以上に適切に財政をコントロールしていく必要がある。

表－6 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	53,363,771	50,304,524	62,794,406
一般財源	24,143,579	25,999,328	26,626,632
国庫支出金	7,161,937	6,246,294	19,221,194
都道府県支出金	2,190,075	2,736,368	2,934,401
地方債	9,449,300	7,314,955	7,294,449
うち過疎対策事業費	0	0	0
その他	10,418,880	8,007,579	6,717,730
歳出総額 B	51,153,373	48,035,775	62,058,958
義務的経費	20,412,740	21,591,433	22,161,074
投資的経費	10,724,816	8,605,437	11,097,423
うち普通建設事業	10,717,624	8,535,419	11,097,423
その他	20,015,817	17,838,905	28,800,461
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,210,398	2,268,749	735,453
翌年度へ繰越すべき財源 D	502,628	813,828	429,899
実質収支 C-D	1,707,770	1,454,921	305,554
財政力指数	0.65	0.62	0.58
公債費負担比率	16.9	21.8	22.6
実質公債費比率	15.7	14.4	15.8
経常収支比率	90.7	92.8	95.2
将来負担比率	165.8	127.3	131.8
地方債現在高	55,125,436	72,204,668	71,823,378

(出典：三条市財政状況資料集)

(3) 公共施設等の整備状況

市道の整備については、令和 2 年度時点で改良率 80.4 パーセント、舗装率 81.4 パーセントと比較的高い数値となっており、ハード面での住民生活の快適性を担保している。

また、水道普及率は合併前から旧三条市、旧栄町、旧下田村ともに高い普及率となっており、市内ほぼ全ての地域で普及している。地域住民のライフラインの確保はできているが、公共下水道へのつなぎ込みや合併浄化槽への移行など水洗化については今後も課題となっている。

市内の多くの公共施設が建設から数十年経過しており、今後老朽化に伴う改修や更新などが必要となる。そのため、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な視点により更新、統廃合、長寿命化を推進していく必要がある。

表－7 主要交通施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)					
旧三条	—	—	83.6		
旧栄	—	—	66.8	78.5	80.4
旧下田	—	—	68.2		
舗装率 (%)					
旧三条	—	—	85.7		
旧栄	—	—	56.7	79.8	81.4
旧下田	—	—	69.7		
農道					
延長 (m)					
旧三条	—	—	1,444	227,984	250,256
旧下田	—	—	194,299		
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)	—	—			
林道					
延長 (m)	—	—	※47,768	91,279	92,657
耕地 1 ha 当たりの林道延長 (m)	—	—			
水道普及率 (%)					
旧三条	99.9	99.9	100		
旧栄	97.6	98.5	100	99.9	99.9
旧下田	86.5	93.9	97.7		
水洗化率 (%)					
旧三条	—	—	11.6		
旧栄	—	—	—	45.7	48.4
旧下田	—	—	10.8		
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)					
旧三条	10.4	11.1	17.8		
旧栄	0.0	0.0	0.0	14.9	15.3
旧下田	1.7	0.0	0.0		

(出典：三条市ポケットデータ、新潟県統計年鑑、三条市農道台帳、三条市林道台帳)

※については、旧下田村の数値

4 地域の持続的発展の基本方針

下田地域では、これまでも農業を中心とした産業の振興、自然資源等をいかした観光事業の展開、地域おこし協力隊等外部人材を活用した地域づくりなど幅広い分野で持続的発展に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、著しい人口減少及び少子高齢化により、地域の担い手不足やコミュニティの維持・存続などの課題に直面しており、より一層地域活性化に向けた取組を推進していく必要がある。

三条市内で特に人口減少及び少子高齢化が進んでいる下田地域における課題は、近い将来三条市全体として直面する課題と捉えることができる。下田地域をこうした課題対策の先行地域と捉えて、多様な視点からのアプローチによる対応事例を作り出し、将来においては市全体の課題の対策として他地域と共有していくこととする。

また、国道 289 号八十里越の開通を見据えながら、現在の地域住民及び将来の地域住民にとって「選びたくなるまち」となるように豊かな自然環境を始めとした「下田らしさ」をいかした取組を各分野において実施する。

5 地域の持続的発展のための基本目標（人口目標）

- ・ 交流人口の拡大
- ・ 若年層の転出抑制、転入促進及び自然動態の改善
- ・ UIJ ターン移住者の増加及び定住の促進

6 計画の達成状況の評価に関する事項

当計画の達成状況の評価については、毎年度取組達成状況を取りまとめ、効果検証を行う。

7 計画期間

本計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画のハード事業は、基本的に三条市公共施設等総合管理計画と整合するものである。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住

【現況と問題点】

交流人口の増加に対して、定住人口の増加に必ずしもつながっていない現状であり、実際に下田地域で暮らしていく上でのメリットや他と差別化されたまちの魅力を、対象者に効果的な形で発信していくことが必要である。

その上で、実際の移住促進を図るためには、就業先や住居の確保とともに移住に関する心配を徹底的にサポートすることで、移住のハードルを可能な限り引き下げていく必要がある。

【その対策】

移住希望者に対して、移住体験を行うことで下田地域での暮らしを体感してもらいながら、就職、住居、子育て等の居住に伴う懸念をワンストップでサポートする相談窓口を設置する。また、対象を明確にした下田地域の魅力等の効果的な発信や情報提供に取り組み、移住意識の醸成を図る。

移住者の支援として、空き家改修費補助や住宅賃借料補助など、移住によって発生する経済的な負担を軽減する方策を検討、実施することで移住の促進を図る。

さらに、地域おこし協力隊員を効果的に活用した地域活動の活性化、任期終了後の継続した生活支援などによる隊員の定住促進にも取り組む。

くわえて、古民家を改修し、移住者向けの賃貸として活用することで、新たな移住者の獲得を図る。

2 地域間交流の促進

【現況と問題点】

本市においては、自然体験、文化、教育など様々な分野での地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備を行い、交流活動の支援を行ってきた。

また、様々な分野で下田地域の持つ地域資源を生かした交流事業を行うことで、交流人口の増加につなげてきた。

しかし、新型コロナウイルスによる渡航者の減少や、旅行の形態の変化などを踏まえ、従来の取組を単純に継続するだけではなく、関係機関等と連携し、「アウトドアの聖地」という、下田地域の「強み」をより洗練させ、他市町村との差別化を徹底する必要がある。

また、国道289号八十里越区間の開通による新たな交通アクセスの増加を見込んだ、広域連携・観光ネットワークの形成を目指す。

【その対策】

既設の交流拠点施設を維持補修することで、施設の長寿命化を図る。

下田地域の豊かな自然や国内有数のアウトドアメーカーの集積地という特長を生かし、アウトドアでの活動などを織り交ぜた本市の魅力を体験できるプログラムの開発、定着に取り組むとともに、対象を明確に定めた情報発信を実施し、交流人口の拡大に取り組む。

また、移住者向けの賃貸物件とは別に、市外からの旅行者向けに古民家における宿泊事業を運営し、更なる交流人口の拡大を図る。

国道 289 号八十里越区間の開通に向け、三条市が新潟県側の新しい玄関口として単なる通過点とならないよう、観光・交流機能を高める施設の整備・充実を検討する。

3 人材育成

【現況と問題点】

人口減少や少子高齢化、東京一極集中等の要因から人材不足は地方都市における最重要課題となっている。特に下田地域のような中山間地域では雇用の場が少ないことや生活環境が不便であることから、人材の確保が困難であり、より深刻な問題となっている。また、担い手の不足やコミュニティに対する関心の低下などにより、活動の減少が懸念される。その解消のためには、自らが暮らす地域に対する住民の関心を高め、地域の問題や課題に主体的に関与する意識を醸成する取組を進めるとともに、地域外から新たな担い手を呼び込み、活動に関わってもらうことで活力の向上につなげることが必要となる。

【その対策】

既存の担い手と新たな担い手が交流できる場を形成するとともに、コミュニティにおいて外部人材を柔軟に受け入れられる環境を整え、そうした人材と地域住民とが一体となって実施する活動を支援することなどを通じ、主体的に活動する人材の増加を図る。

これまで地域活動に参加していなかった若者を始めとする既居住者や転入者が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、若者同士の交流の場等の整備により、新たな担い手が地域との関係性を構築しやすい環境づくりに取り組む。

また、地域課題をビジネスで解決する起業等を目指す人材を募集して起業を支援し、地域を担っていく人材の育成を図る。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(1) 移住・ 定住	移住促進住宅整備事業 移住促進住宅整備補助事業	三条市	
	(2) 地域間 交流	地域間交流施設等整備事業	三条市	
	(4) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	コミュニティ支援事業 下田地域起業家誘致コーディネート委託等	三条市	
		移住促進事業 移住支援の補助、空き家改修等補助、お試し 移住の実施、移住促進住宅の活用等	三条市	
		地域おこし協力活動事業 地域おこし協力隊活動支援業務委託等	三条市	
下田郷ブランド化推進事業 古民家運営補助事業、古民家移住体験事業		三条市		

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については移住、地域間交流、人材育成において長期的な視点で将来にわたって人口増加、地域活性化を促すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第3章 産業の振興

1 産業振興の方針

産業振興を図り、若年層の転入を促すためには、何よりもまず日々の暮らしを支える就業の場が充実していることが必要である。

このため、当市の代表的な産業であるものづくり産業及び農業を始め、地域の特性や地域の有する様々な資源を最大限に活用し、地域経済の活力の源泉となる産業の育成に向けた施策を実施することにより、安定した雇用と所得の確保による若年者を中心とした人口の流出防止と流入増加につなげ、地域の持続的発展を図っていく。

2 地場産業の振興

【現況と問題点】

本市の産業構造は、全国に比べて製造業、とりわけ金属製品製造業の占める割合が高く、規模の小さい企業が多いといった特徴がある。

伝統的な鍛冶の歴史を有する「ものづくりのまち」として、高い認知度があり、国内外から評価されている一方で、全国や新潟県、あるいは類似の産業構造を有する他市と比較して、賃金水準や労働生産性が低く、近年は製造業を中心に人手不足が顕著になっている。

また、少子高齢、人口減少の進行による国内の消費、労働市場の縮小などに適応していくためには、付加価値を高め、より高く売れるようにするとともに、新たな海外市場の開拓も重要となる。さらに、生産年齢人口が減少する中で、現在の市内総生産額を維持するためには、1人当たりの付加価値額を引き上げ、労働生産性を高めていくことも必要となる。

くわえて、経営者の高齢化も進み、後継者の不在などによる廃業の増加が危惧されることから、事業承継や後継者の確保、育成に取り組んでいかなければならない。

【その対策】

国内需要の縮小等を見据え、この地域の企業が有する高度かつ専門的で多様な技術の可能性を生かした付加価値の向上に取り組む企業を支援する。

また、生産年齢人口の減少を補い、1人当たりの付加価値額を高めていくため、デジタル化の推進や企業規模の拡大を支援する。

さらに、従業員、生産設備、ブランドなど、有形無形の貴重な経営資源を有する企業が後継者不在などを理由に廃業し、伝統技術や産業基盤等が失われることがないように、第三者承継なども含めた戦略的な事業承継を促進する。

くわえて、地場産業の人手不足が顕在化する中、今後も人口減少が進み、働き手の確保が更に困難になっていくと見込まれることなどを踏まえ、多様な人材

が活躍できる環境づくり等を促進し、地場産業の次代を担う人材の確保、育成を図る。

3 農業の振興

【現況と問題点】

人口減少や嗜好の多様化などにより、農産物の需要は減少し、価格は低迷を続けている。その結果、農業所得の減少、営農意欲の減退による離農者の増加や就農者の減少という問題が深刻化している。

農業者の所得向上のためには、効率化等の追求による生産コストの縮減や農産物の高付加価値化を進める必要がある。

下田地域に多く存在する中山間地域の水田は傾斜が大きく、ほ場の規模が小さいことから、規模拡大が難しく、農業を主たる生計とする担い手の確保は困難な状況にある。地域の暮らしの環境を良好に保つていくため、農業の多面的機能の発揮や中山間地域の活性化を図ることも必要となる。

【その対策】

農業所得の向上のため、水田農業等の生産コストを下げるための農地の集積化や効率化、また、より収益性の高い園芸作物への転換や農産物の高付加価値化の支援を行う。

中山間地域においては、農地が持つ多面的な機能が最も発揮されており、農業の維持が、周辺環境を守ることにもつながるため、中山間地域農業が継続されるよう取り組む一方で、本地域の農地の集積化等は困難であることから、農作物の生育環境の見える化などにより付加価値を高める取組を支援する。

また、中山間地域における有害鳥獣の被害対策や野生鳥獣との共生を図るための緩衝帯整備を進めるとともに、水源のかん養や自然環境の保全など、引き続き農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る。

4 林業の振興

【現況と問題点】

輸入の自由化などにより建設資材としての国産木材の需要が減少し、保育が行われない森林が増えたことで木材の品質が低下している。市場価格の向上が見込めない状況にあっても、良好な景観や土砂災害の防止など、森林が有する大切な多面的機能を守っていくため、その適切な整備等が求められる。

【その対策】

林業の担い手を確保するため、経営の効率化等、林業所得の向上に向けた取組などを支援する。林業所得の向上に向けた効率化を図る取組等を支援するとともに、バイオマスの利活用の推進など、森林資源を活用した取組を支援する。

5 観光・レクリエーション等の振興

【現況と問題点】

本市においては、これまで魅力ある地域資源が多くある下田地域を中心に観光振興施策を充実させ、交流人口の拡大を促進してきた。

更なる交流人口の拡大を推進していくために、「アウトドアの聖地」であることなど、他市町村との差別化を徹底し、下田地域全体をブランド化及び高付加価値化していくことが必要である。

また、交流人口をより広域的に拡大していくために、海外を含めて広く情報発信し、下田地域の認知度向上に努める必要がある。

【その対策】

豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底を図る。また、国道 289 号八十里越区間の開通に伴い、只見町、南会津町との会議体等を通し、観光関係者間の連携を深め、開通後の周遊観光などにつながる情報発信に取り組む。くわえて、下田地域における立ち寄りスポットの充実や周辺の賑わい創出に向け、八十里越街道の沿線自治体等が有する自然、文化、歴史といった共通性を基礎としたブランドの明確化や認知度の向上に取り組む。

インバウンドの推進についても、観光協会などの関係機関と連携し、インバウンド向け案内窓口の強化や二次交通の在り方等、受入体制の整備について検討する。

【計画（令和 8 年度～令和 11 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 産業の 振興	(1) 基盤整備	農業 経営体育成基盤整備事業（南五百川地内）	新潟県	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設等整備事業 八木ヶ鼻温泉保養交流施設（リニューアル工事）	三条市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	伝統的地場産業振興事業 鍛冶人材育成推進事業補助金 等	三条市	
		商工経営基盤強化事業 商工会振興事業補助	三条市	
		企業誘致事業 企業設置等奨励金の交付 等	三条市	
商工業活性化事業 創業等支援、労働環境整備、デジタル化の推進、脱炭素経営の促進、事業承継支援 等		三条市		

		農業経営基盤強化事業 農林土木事業補助、農林水産業総合振興事業補助 等	三条市	
		農産物販路開拓推進事業 学校給食米への採用促進、6次産業化に取り組む農業者等への支援、新規販路開拓に取り組む地域の協議会への支援 等	三条市	
		農業担い手確保育成事業 派遣研修、地域農業構造転換支援対策、新規就農者育成総合対策 等	三条市	
		米政策改革推進対策事業 水田利活用持久力向上事業促進補助、経営所得安定対策推進事業補助 等	三条市	
		有機農業推進事業 新規有機栽培支援補助、保育園給食等地産地消補助、環境にやさしい農業推進事業補助、講演会等の実施 等	三条市	
		土地改良事業 土地改良施設維持管理、土地改良施設維持管理適正化事業補助 等	三条市	
		農林水産業環境保全事業 多面的機能支払交付金の交付、中山間地域等直接支払交付金の交付、鳥獣被害防止対策協議会補助、五十嵐川漁業協同組合事業補助、里山環境整備委託、民有林造林事業補助 等	三条市	
		地域ブランド推進事業 プロモーション映像等作成委託 等	三条市	
		越後・南会津街道観光・地域づくり事業 八十里越交流促進イベントの開催、下田・只見商工会交流事業補助	三条市	
		下田郷ブランド化推進事業（再掲） プロモーション映像等作成委託、下田郷アウトドア・スポーツ・観光推進協議会運営補助、水産観光事業補助 等	三条市	
		交流人口拡大事業 観光施設（塩野渕多目的集会施設、八木ヶ鼻オートキャンプ場、はやぶさ、道の駅漢学の里、白鳥の郷公苑、吉ヶ平自然体感の郷）の	三条市	

		運営管理委託、農業体験学習施設（よつてげ邸）の運営管理委託 等		
		観光資源開発継承事業 観光振興支援事業補助、観光資源継承事業補助 等	三条市	
		観光イベント事業 しただふるさと祭り運営補助 等	三条市	

6 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
下田地域全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和8年4月1日～ 令和12年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本章2から5までの【現況と問題点】、【その対策】及び【計画】のとおり

第4章 地域における情報化

【現況と問題点】

今後も地域サービスの質を維持していくためには、近年の ICT（情報通信技術）の発展に則し、地域における住民生活において活用していく必要がある。

また、山間地においては通信環境が整備されていない地域が存在しており、今後地域住民及び来訪者等の ICT における利便性を網羅的に確保する必要がある。

【その対策】

市民の ICT リテラシー向上のため、研修会等を開催するとともに、市民の利便性を図るため、行政手続が全てオンラインで完結できるように電子申請を拡充するなど、行政サービスの向上に取り組む。

また、国道 289 号八十里越の開通に向け、来訪者及び通行者の利便性を確保するために通信環境整備について、通信事業者等と連携を進める。

【計画（令和 8 年度～令和 11 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 地域に おける情 報化	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	情報化推進事業 市民向け研修会等の開催 オンライン手続の拡充	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については、今後ますます発展する情報技術をより多くの市民が利用できるように整備することで、将来にわたって地域住民が多くの場合で適切な行政サービスを受けることができるようにするための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設

【現況と問題点】

本市では、昭和50年代に社会インフラが集中的に整備され、建設からおよそ50年近くが経過しており、今後急速に老朽化が進むことが見込まれている。そのため、従来どおりの維持管理や更新ではなく、より長期的な視点に立った計画的なマネジメントによって、効果的かつ効率的な施設の維持管理を進めていく必要がある。

また、現在市内各所で発生している交通渋滞は、私たちの日常生活や社会経済活動に大きな損失を与えている。間近に迫った国道289号八十里越区間の開通がもたらす交通需要の変化も見込んだ対策が求められる。

【その対策】

舗装、消雪パイプ、道路案内標識、橋梁等の交通施設の計画的な予防保全（点検、補修、補強等）による長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの最小化とコストの平準化を図る。

また、自動車優先から車と歩行者が共存する道路への改修など、求められる機能やニーズの変化に適切に対応した交通施設の整備を行う。

地域の事情に精通した企業体等に、公共施設の維持管理を包括的に委託することで、創意工夫に基づく経費の削減を促すとともに、地元建設業者の計画的な設備投資等を促進し、経営の改善及び安定化を図る。

くわえて、国道289号八十里越区間の開通に伴う南会津方面からの流入の増加など、今後の交通需要の変化を見込みながら、国道及び県道の整備等を国、県などの関係機関と連携して進め、渋滞対策を含む移動の円滑化に向けた計画的な道路ネットワークの強化に国や県と連携して取り組む。

2 交通手段

【現況と問題点】

本市においては、市内全域に設置した停留所間を移動できる「デマンド交通ひめさゆり」の運行、下田地域では高校生の通学手段を確保する「高校生通学ライナーバス」などの交通手段を構築し、公共交通における移動利便性の向上を図ってきた。

しかしながら、これらの交通手段は自動車の代替機能を果たすまでには至っておらず、日常的に利用しない住民も多くいる。

今後は、高齢化社会に対応した、利便性の高い公共交通網の形成を図るとともに、住民がより利用しやすくなるような取組の実施により、日常生活での利用に加えて住民の外出機会の創出やイベント及び観光拠点への誘引を促す必要

がある。

【その対策】

移動の制約を受けやすい高齢者や学生に配慮した持続可能な公共交通体系を構築するため、済生会新潟県中央基幹病院の開院を始めとする需要の変化なども念頭においた新規バス路線の開設やキャッシュレス決済の導入など、利便性の高い公共交通体系の構築に取り組むとともに、効率的な公共交通体系を実現するため、即時に最適な配車を行うデマンド交通に係るシステムの導入や利用状況を踏まえたバス路線の統廃合などに取り組む。

また、高齢者や障がい者などのニーズに合わせたデマンド交通の停留所の見直しやおでかけパスの充実などに取り組む。

さらに、国道 289 号八十里越の開通に併せ、生活面（医療搬送）、観光面での円滑な移動を実現するための交通手段の整備を進める。

【計画（令和 8 年度～令和 11 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村 道	福沢通学線（舗装新設）	三条市	
		江口鹿峠線（道路改良）	三条市	
		江口島川原線（道路改良）	三条市	
		長野中土線（舗装新設）	三条市	
		本地倉山線（舗装新設）	三条市	
		檜山専用線（舗装新設）	三条市	
		外沢線外沢橋（橋梁補修）	三条市	
		高岡地内排水路改修（水害対策）	三条市	
	(9) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	社会資本包括的維持管理委託事業 民間業者等への委託	三条市	
		地域公共交通体系整備事業 デマンド交通の運営 等	三条市	
		生活交通確保対策事業 生活交通確保対策運行費補助	三条市	
	(10) その他	街灯整備事業	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については将来にわたって住民に必要な公共交通の充実化及び地域内の建設業者等の持続的な安定化を推進する事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第6章 生活環境の整備

1 水道施設

【現況と問題点】

本市における水道の普及率は99.9パーセントに達しているが、市民生活に欠くことのできない良質な水道水を安定的かつ持続的に供給するためには、水道施設の災害への対応力を高めるとともに、安全で安定した水源・水質管理を徹底して継続しなければならない。

【その対策】

災害時の応急拠点になる避難所や救急医療機関への供給ルートを把握した上で、老朽度及び重要度を考慮した更新により計画的に水道施設の耐震化を行う。

浄水施設、配水池等については、既設施設の定期的な点検と維持補修による長寿命化等を図る。

また、老朽管の更新に併せて耐震型継手のダクタイル鋳鉄管やポリエチレン管等の耐震管を使用し管路の耐震化の向上を図る。

2 汚水処理施設

【現況と問題点】

本市においては、汚水処理施設の普及率が県内他市と比較すると低く、水環境保全のためにもより効果的な汚水処理施設の整備が求められている。

特に公共下水道の普及率が低いため、継続して整備事業を行うとともに、コストの削減や供用開始地域の接続率の向上を図ることが必要である。

また、公共下水道のような集合処理を行わない区域については、合併処理浄化槽への転換を促し、個別処理を推進する必要がある。

【その対策】

汚水処理施設を適切に管理するとともに、公共下水道及び農業集落排水施設への接続率の向上などに取り組む。

財政状況等を踏まえた効果的、効率的な公共下水道の整備に努めるほか、合併処理浄化槽の普及促進に取り組む。

計画的な下水道施設の更新に取り組むとともに、早期接続者の使用料の減免や工事費の助成などにより接続率の向上に取り組む。

3 消防・救急体制の整備

【現況と問題点】

本市においては近年の災害の複雑・多様化に対応した警防体制や高齢化に伴う救急需要の増加に対応した救急体制など適切な消防体制の整備及び消防防災

施設の整備を行っている。

地域における防災活動については、自主防災組織が結成されている地域であっても高齢化などによって担い手の不足が生じている。現在の地域ぐるみによる要援護者対策などが十分に機能しなくなるおそれもあり、地域の実情に応じて枠組みを再構築し、対策の実効性を確保し続けていくことが必要である。

【その対策】

地域ぐるみの災害対応の必要性や重要性など、共助に関する意識の啓発、知識の向上に取り組むとともに、それぞれの実情に即した新たな地域防災の枠組みについて地域と協働で検討を進め、係る体制の構築等を支援する。

地域での防災研修会や学校での防災教育などを実施するとともに、消防団や自主防災組織などと連携した住民参加型の訓練を実施するほか、地域の企業との協働など、新たな地域防災の枠組みの構築に取り組む。

また、災害対応に係る職員の知識や技術の継承に取り組むとともに、災害特性を踏まえた避難所の見直しなどに取り組むほか、発災時に最前線で対応に当たる消防団員や建設事業者等との連携の強化、担い手の確保に取り組む。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 生活環 境の整備	(1) 水道施設	水道整備事業 老朽管の布設替え 等	三条市	
	(2) 下水処理施設	下田下水処理センター（長寿命化）	三条市	
		汚水管渠整備（未普及対策）	三条市	
		中谷浄化センター（機能強化等）	三条市	
		葎谷浄化センター（機能強化等）	三条市	
	(5) 消防施設	下田地区消防防災施設等更新事業	三条市	
		消防団施設等整備事業	三条市	
		消火栓新設事業	三条市	
		小型動力ポンプ付軽積載車整備事業	三条市	
		小型動力ポンプ整備事業	三条市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別 事業	合併処理浄化槽設置促進事業 合併処理浄化槽設置補助 等	三条市	
		住宅等耐震化事業 木造住宅の耐震診断、木造住宅の改修 等	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については住民の生活環境を向上させ、将来にわたって「住み続けたいまち」「選びたくなるまち」を目指すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者福祉

【現況と問題点】

令和7年には全ての団塊世代は後期高齢者となり、令和22年には全ての団塊ジュニア世代が高齢者となる。支援を必要とする人が増える一方で、支援する人は減少し、その負担が急速に大きくなっていくと見込まれる。

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域包括ケアの実現には、支援の対象となる当事者の自立に向けた意思とそれを前提とした支援が欠かせない。しかし、当事者の意識には差があり、支援が自立に結び付いていない事例も少なくない。

くわえて、高齢者ができる限り今までの生活を続けていくために介護予防や在宅生活の充実が図られるよう、これまでの形に捉われない新たな介護施策を展開していくことも必要となる。

【その対策】

高齢者が安心して在宅生活を送れるようにするための医療介護分野の連携のみならず、障がいや困窮を念頭においた各分野横断的で総合的な支援体制の構築に取り組むとともに、専門職の支援だけでは行き届かない部分を補完できるよう、地域の各主体による支援体制の充実に取り組む。

地域における支え合いや見守り体制を強化するとともに、支援を必要とする人が地域とつながりやすい環境の整備を進める。

生活支援を分担する人材の確保に取り組む生活支援コーディネーターの地域包括支援センターへの配置等を支援するとともに、ICTの活用などによる業務効率化を支援することで、支援現場の負担の軽減に取り組む。

介護予防や在宅生活の充実につながる新たな介護施策について検討を進める。

2 子育て環境の整備

【現況と問題点】

下田地域を含む三条市では、安心して子育てを楽しめる環境の形成に取り組んできたが、依然として子育て世代の転出超過は続いている。

3歳未満児保育の充実や医療的ケア児の受入れなどといった従来の取組に加え、保護者の働き方の多様化などに伴い生じる様々な保育ニーズに更に柔軟にきめ細かく対応することが求められる。

また、質の高い保育環境を形成するためには、意欲と能力に優れた保育士の存在が欠かせない。しかし、現状では十分な人数も確保できておらず、働きやすい魅力的な職場づくりなどを進めることによって抜本的な保育士不足の解消に取り組むことが必要となる。

くわえて、安全な放課後の子どもの居場所として、児童クラブが多くの子どもを受け入れているが、そこでの固定化された限定的な交流にとどまらず、より多様な交流を生み出すため、新たな子どもの居場所づくりにも積極的に取り組むことが求められる。

さらに、若い世代は相対的に雇用が不安定であり、世代内でも所得などに格差が存在する。これまで取り組んできた妊産婦医療費や子ども医療費の助成の拡充、保育所等の副食費や保育料の免除対象の拡大など、子育てに係る経済的な支援の拡充について、それぞれの状況に寄り添ったきめ細かな支援を更に充実させていくことも必要である。

【その対策】

3歳未満児や病児・病後児の保育といったこれまでの取組を継続、強化するとともに、休日預かりの充実に取り組むなど、様々な働き方で子どもを育てる保護者のニーズに即した更にきめ細かな保育を実施する。

保育現場における負担の軽減を始めとする労働環境の改善や潜在保育士の復帰促進などに一層注力し、保育士不足の解消、意欲と能力に優れた保育士の確保に取り組むことで、保育の質の向上を図る。

地域の人と協働した安全な子どもの居場所づくりなど、従来の児童クラブでの活動に捉われない、より多様な交流や体験、活動の機会を生み出す放課後等の過ごし方について検討を進め、子どもの健全な育成に更に資する環境の形成を図る。

保護者が、子育てに係る知識や支援に関する情報を確実に入手できるよう、ソーシャルメディアなどを活用した分かりやすく有益な情報の発信や相談体制の充実に取り組む。

これまで整備してきた乳幼児の遊び場の充実を図るとともに、小学生が遊べる場を確保するため、新たな屋内の遊び場の設置や公園の在り方を検討する。

生活に困窮している世帯やひとり親世帯等への支援の充実に取り組み、経済的な理由による進学の断念など、子どもの学びの機会が大きく損なわれない環境の形成を目指す。

3 障がい福祉

【現況と問題点】

本市においては近年、障がい福祉サービスの実利用者数については増加傾向にあるとともに、相談内容等については以前よりも重複化・困難化している。

養護者が亡くなった後の障がい者の居住場所の確保など、本人の意欲や能力だけでは解決が難しい課題への対応も求められる。

障がい者の生活介護サービス事業所等では、福祉、介護業界全体において人材の育成と確保が急務であるほか、必要なサービスを安定的に提供していくため、人材の育成と確保にとどまらず、業務の効率化や新たな支援の枠組みなど

を模索していくことも求められる。

また、障がい者の就労支援においては一般就労への移行が困難であることや作業工賃が生活を営む上で十分ではない現状にあるため、新たな就労の場の開拓や工賃アップに対する取組が必要である。

【その対策】

複雑化、複合化する課題に迅速かつ適切に対応していくため、地域包括ケアシステムと連携した相談支援体制を推進するなど、多職種、多分野の重層的な支援体制の強化と連携の促進に取り組む。

サービス提供事業者の専門職の確保を支援し、支援現場の負担の軽減を図るとともに、ICTの活用などによる業務効率化を支援することで、今後見込まれる社会の変化を踏まえた必要なサービスの安定的な提供に取り組む。

支援を必要とする人の日常生活自立、社会生活自立及び経済的自立に向けた環境整備に取り組む。

また、新たに障がい者の就労の場を開拓するため、各企業に障がい者就労の理解促進のための周知を行うなどして就労支援・雇用促進を行うとともに、併せて工賃アップの取組を推進する。

障がいの早期発見のための取組を継続して行い、発達状況に応じた支援体制の充実と確実に事業所等につなぐための取組を推進する。

4 保健

【現況と問題点】

下田地域を含め、本市では健康診査や各種検診の未受診者が対象者に占める割合は依然として高く、多くの方が健康状態を正確に把握できていない。

また、適正な受診や生活習慣の改善等を行わずに重症化させてしまう場合も少なくないため、健康の維持に向けた主体的な行動をより効果的に促すことが求められる。さらに、当市の自殺死亡率は低下傾向にあるものの、県よりも高い水準にある。メンタルヘルスなどの相談窓口の認知度は以前より高くなっているものの、適切な対応を速やかに行うための環境の整備に取り組む必要がある。

くわえて、健康に対する意識の底上げを図るとともに、それぞれのヘルスリテラシーの段階に応じ、健康に対する知識の習得や行動変容を効果的に促していくことが求められる。

【その対策】

休日健(検)診の増加や健診会場の見直しなど、受診しやすさの向上と市民の健康意識に合わせた受診勧奨により、受診率の向上に取り組む。

健診や医療等の健康データ、ICTを有効に活用することで、より個人の状況に応じた保健指導を実施し、疾患等の重症化の予防に取り組む。

また、相談窓口の一層の周知に取り組むほか、メンタルヘルスなどに関する

正しい知識の普及や啓発を図るとともに、自殺リスクを抱える人を適切に支えることができる専門性の高い人材の育成に取り組む。

望ましい生活習慣を身に付けるため、健康に対する意識の向上を図るとともに、それぞれのヘルスリテラシーの段階に応じた適切な働き掛けにより、自らの健康を守るための具体的な行動を促す。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	子育て関連施設整備事業	三条市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者社会参画推進事業 老人クラブ・老人クラブ連合会補助 等	三条市	
		高齢者就業支援事業 シルバー人材センターへの補助 等	三条市	
		地域支え合い事業 緊急通報システムの貸与 等	三条市	
		高齢者生きがい対策事業 敬老祝金・祝品の贈呈 等	三条市	
		家族介護等支援事業 高齢者向け住宅整備補助、紙おむつ購入費補助 等	三条市	
		老人保護事業 老人保護措置委託、短期入所事業補助 等	三条市	
		子育て環境整備事業 3歳未満児保育拡充、放課後児童クラブの運営、子ども医療費の助成、ひとり親家庭への支援、通学路の安全確保 等	三条市	
		母子保健事業 産後ケアや訪問等の発育・子育て相談、フッ化物洗口・眠育の推進 等	三条市	
		児童発達支援センター事業 児童発達支援センター事業委託、子どもの発育・子育て相談 等	三条市	
		総合サポートシステム事業 子ども・若者総合サポート会議の開催、相談支援ファイル「ばすのーと」の活用 等	三条市	

		青少年健全育成事業 イベント・講演会等の開催、青少年育成関係 団体事務局業務 等	三条市	
		地域生活支援事業 地域活動支援センター事業委託 等	三条市	
		障がい者自立支援事業 介護給付、訓練等給付 等	三条市	
		障がい児通所支援給付 障がい児通所給付、相談支援給付 等	三条市	
		障がい者福祉事業 医療費助成、福祉タクシー等利用料金補助、 難聴児補聴器購入費補助 等	三条市	
		健康運動教室事業	三条市	
		壮年期からの生活習慣病予防対策事業 訪問指導、健康相談、健康教育 等	三条市	
		精神保健事業	三条市	
		高齢者保健・介護一体化事業 訪問指導、出張啓発講座の開催 等	三条市	
		公園施設管理運営事業 公園施設（中浦ヒメサユリ森林公園）の運営 管理	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については住民の福祉の増進を図り、将来にわたって「住み続けたいまち」「選びたくなるまち」を目指すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第8章 医療の確保

【現況と問題点】

下田地域の中山間地域においては医療機関を受診するまでの時間と労力が掛かるため、在宅医療などの医療における選択肢を増やすための取組が必要である。

また、限られた医療資源を効率的に活用するためには、患者自身が疾病やけがの重症度や緊急度に応じ、適切な医療を選択する適正受診に努めることも必要となる。

さらに、安定的に医療を提供するためには、医療保険制度の健全な運営が必要であり、今後更に進む高齢化を見据えた医療給付費の過度な上昇を抑制する取組が求められる。

【その対策】

県が実施する医師や看護師の確保に向けた取組に協力するとともに、就学や就業に関する支援などを通じた医療人材の確保対策に取り組む。

下田地域の医療における受診方法の選択肢拡大と、患者の医療機関受診までの労力軽減のため、ICT技術を活用した医療体制の拡充を医療機関及び関係団体と共に進めていく。

健診会場や集いの場といった様々な機会を捉え、かかりつけ医の推奨など、適正受診に関する知識の普及、啓発に取り組む。

保健指導の強化などにより、1人当たり医療費が県内でも高い循環器系疾患を始めとした生活習慣病の重症化予防など、市民の健康維持に努めるとともに、後発医薬品の普及等に取り組み、医療費の適正化を図る。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	在宅医療・介護連携推進事業	三条市	
		ICT技術を活用した医療体制確保事業	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については超高齢化社会を見据えた医療効率化等、今後日本全国で主流となる医療体制を築くための将来性ある事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第9章 教育の振興

1 学校教育

【現況と問題点】

下田地域を含め、本市の子どもの数は減少し、これからも当面減少が続く見込みである。更なる少子化に伴う様々な活動の制約を乗り越え、切磋琢磨の機会や多様な交流の機会を守っていくためには、これまでの取組を洗練、深化させることに加え、各学校の実情に応じ、望ましい規模で活動できる機会を創出するなど、時代の変化に即した教育環境の形成に引き続き取り組んでいく必要がある。

くわえて、児童数の減少が著しい下田地域の小学校の統合について、令和10年4月に統合小学校を開校することを目指し、引き続き検討を行う。

また、個別の教育的ニーズのある児童生徒の増加が今後も続く見込まれる。それぞれのニーズにこれまで以上に的確、柔軟に対応することで、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加につなげていくことが求められる。

【その対策】

各学校の通信環境を確保した上で、実情に応じた望ましい規模で活動できる機会の創出や遠隔教育の推進などによって切磋琢磨の機会や他者との交流機会の更なる充実を図るとともに、ICTの活用を始めとするこれからの時代に求められる教育の在り方を展望した教育カリキュラムの発展、最適化を進めることで、本市の教育システムの更なる深化に取り組む。

発達障がいなどにより特別な支援を受けている子どもが増加している現状を踏まえ、個々に寄り添った支援を行うほか、安心できる学校生活や子どもの学びの機会を確保するため、いじめや不登校対策の充実に取り組む。

学校教育を支える重要な存在である教員が自らの指導力を高め、その力を発揮できる環境を整えるため、慢性的な長時間勤務の解消などに取り組むほか、子どもが快適に安心して学校生活を送ることができるよう、良好な学校施設等の適正な整備及び維持補修を図るとともに、これからの教育を展望した施設機能の強化に取り組む。

2 生涯学習・社会教育・スポーツ

【現況と問題点】

下田地域を含めて本市においては、市民の学習ニーズが多様化・高度化する中、それぞれのライフスタイルに応じた幅広い施策を展開し、一定の成果を上げてきた。

近年では、若者や高齢者、障がいのある方、外国人など、様々な異なる嗜好や

ライフスタイル、おかれた状況等を踏まえつつ、誰もが生涯を通して自発的、主体的に学び続けることができる環境づくりや気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくり、文化、芸術を鑑賞、体験する機会の確保などを通じた裾野の拡大や社会貢献活動などに参加しやすい仕組みづくりにこれまで以上に注力する必要がある。

【その対策】

より多くの市民が学びに触れられるよう、様々な場所での学習機会の創出に取り組むとともに、学んだことを社会に還元することなどを通じて更なる学びへの意欲を高める循環型生涯学習の基盤を充実させるため、講師公募型講座の強化や公募講師の能力向上に取り組む。

また、文化や芸術に自然と触れることができる環境を整えることを通じ、裾野の拡大に取り組む。地域に存在する歴史資料などの収集、研究を進めるとともに、資料を有効に活用し、三条市の文化を見て、触れて、楽しめる環境を整える。

下田地域においては、自然資源を活用したスポーツイベント等を開催し、生涯スポーツへの関心の向上を図る。

スポーツをするための場の環境整備と併せて、指導者の育成などに取り組むことでスポーツを支える体制を強化する。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設	小学校施設整備事業 下田地域統合小学校（教室増設工事）	三条市	
		中学校施設整備事業	三条市	
		学校給食調理場施設・設備整備事業 下田学校給食共同調理場（ボイラー入替工事、空調設備設置事業）	三条市	
		スクールバス購入事業 中型バス購入	三条市	
	(3) 集会施設、 体育館施設等	公民館整備事業	三条市	
		生涯学習施設整備事業	三条市	
		スポーツ施設整備事業	三条市	
	(4) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	小中一貫教育推進事業 コミュニティ・スクールの充実化 等	三条市	
		就学支援事業 遠距離通学補助、要保護・準要保護児童・生徒援助 等	三条市	

		通学支援事業 スクールバスの運行委託 等	三条市	
		生涯学習振興事業 生涯学習推進会議の開催、生涯学習ボランティアの活用 等	三条市	
		公民館事業 作品展や発表会の開催、講座等の開催 等	三条市	
		スポーツ振興事業 パドルスポーツ推進事業補助、カヌーワールドウォータージャパンカップ支援補助、等	三条市	
		小中学校体育系部活動支援事業 指導補助者の養成・派遣、練習メニューの作成支援 等	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については将来地域を担う人材を育てるための事業や生涯にわたる学習活動の支援等、長期的な視点を置いた事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第10章 集落の整備

【現況と問題点】

下田地域を筆頭に、本市の多くの地域において人口減少や高齢化が急速に進む厳しい状況が続いている。

地縁的なつながりを象徴する地域の祭りや共同作業などは、現在、自治会を中心とした取組として辛うじて維持できているものの、今後は担い手の不足やコミュニティに対する関心の低下などにより、活動の減少が懸念される。

こうした中で下田地域においては農村型社会に起源を持つ「地縁型コミュニティ」が比較的残っていることに加えて、人が一つのテーマによってつながる「テーマ型コミュニティ」も形成されている。今後、それぞれのコミュニティを維持形成していくために、つながりの場の提供や地域おこし協力隊等の外部人材を活用した新たなテーマの創出等が必要である。

【その対策】

地域活動の拠点となる集会施設等の整備を支援することに加え、下田地域の豊かな地域資源（自然的・歴史的）を生かしたイベントなどを充実させ、そのエリアの魅力を発信することで、地域内外の交流機会の充実を図る。

コミュニティ活動に対する経済的支援等を行うことで、コミュニティの維持及び地域づくりに対する地域住民の問題意識を醸成するとともに、地域の主体性向上を図る。

地域おこし協力隊事業等を通じて、地域住民が多様な価値観と触れ合う機会や幅広い世代を巻き込み住民とともに地域づくりを行う機会を創出する。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の 整備	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	コミュニティ支援事業（再掲） コミュニティ活動への経済的支援、集会施設 建設費等補助 等	三条市	
		地域おこし協力活動事業（再掲） 地域おこし協力隊活動支援業務委託 等	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については地域活動の主体性を向上させ、将来にわたって持続的な地域づくりを行うための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第11章 地域文化の振興等

【現況と問題点】

下田地域は、豊かな自然の中、先人から脈々と受け継がれてきた多彩で貴重な歴史と文化が息づき、三条市の魅力の形成に大きな役割を果たしている地域である。下田地域の文化芸術、伝統芸能及び文化財は、地域への帰属意識や愛着心を醸成し、まちづくりの一つの核となるものであるが、地域の過疎化、少子高齢化を背景に、現在その保存や活動の継続・継承が困難になってきている。

【その対策】

下田地域において文化芸術や伝統芸能等に接する機会を設け、同地域の魅力を伝えることで、地域の交流人口の増加と地域住民の地元への愛着心醸成を図る。また、団体等の活動を支援し、地域文化伝承を推進するとともに、人材育成を図る。

重要な指定文化財の保存・管理に必要な支援を行う。また、未指定文化財を調査し、過疎化などに起因する文化財の散逸、滅失を防止するため文化財、遺跡出土品などを収集するとともに、その保管と展示を行う施設を維持補修、整備する。

全国的に著名な重要史跡の把握と整備、日本遺産『「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化』の活用を進め、地域の魅力として磨き上げ、来訪者の増加を図るものとする。また、国道289号八十里越の開通後の交流人口拡大を見越した地域文化の周知・PR活動を推進する。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 地域文 化の振興 等	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	文化振興事業 生涯学習施設（漢学の里）の運営管理委託、 漢字文化理解力検定業務委託、漢詩大会の実 施 等	三条市	
		文化財保護啓発事業 下田郷の歴史遺産再発見、文化財保存・管理、 無形民俗文化財後継者育成等支援、文化財総 合調査 等	三条市	
		遺跡発掘調査事業 歴史の道八十里越など重要史跡保存・整備、 文化財収納倉庫整備、下田郷資料館など展示 施設整備、日本遺産の活用 等	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については地域文化を将来にわたって継承するための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

【現況と問題点】

下田地域を中心とした本市の木質バイオマス資源の利活用については、木材価格の低迷や林業の担い手不足などの問題から間伐が進まないなどの課題を抱えている。

また、国においては「2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言していることから、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組が求められている。

【その対策】

三条市が率先して再生可能エネルギーを活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図るとともに、再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対する専門家の助言などにより企業の脱炭素に向けた取組を支援する。

また、森林経営計画制度を活用するなどし、計画的な整備を図ることで森林整備を促進し、間伐材やせん定枝を利用して燃料とする木質バイオマスの推進を図るとともに、林業振興により森林環境の健全化を図る。

くわえて、環境基本計画に基づき、自然環境保全に係る諸政策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地域、学校、職場などにおける環境教育や啓発活動により市民の環境に対する意識向上を図ることで、市民一人一人がそれぞれに身近な地域の自然環境や自然景観の保全などに努めるよう取り組む。

木質バイオマス発電について、間伐材等の収集から発電までの一連の取組を推進し、これらを通じて雇用の創出や自然環境の保全を図る。

【計画（令和8年度～令和11年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 再生可 能エネル ギーの利 用の推進	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	森林環境整備及び木質バイオマス発電用資源 調達事業	三条市	
		再生可能エネルギー事業	三条市	

※ 上記「過疎地域持続的発展特別事業」については下田地域の豊かな地域資源等を利活用し、より持続的な地域環境の維持向上を図るとともに、将来にわたって安心・安全なまちづくりを行うための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

別記 過疎地域持続的発展特別事業に関する説明

持続的発展 施策区分	事業名	事業説明	事業 主体	備考
2 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	コミュニティ支援事業 地域のコミュニティ活動の支援や社会起業家の誘致等を行うことにより、住民主体の地域づくりを推進する。	三条市	
		移住促進事業 移住検討者の就業や居住等を支援することで、若年層等の転入を促進し、定住人口の増加による、地域の活性化を図る。	三条市	
		地域おこし協力活動事業 外部人材である地域おこし協力隊を活用することで、地域内の魅力等を掘り起こし、地域活性化を図る。	三条市	
		下田郷ブランド化推進事業 下田地域の観光資源の開発や地域資源を活用した事業等を行うことにより、他地域との差別化や交流人口の増加を図る。	三条市	
3 産業の 振興	(10) 過疎 地域持続 的発展特 別事業	伝統的地場産業振興事業 ものづくり産業における人材育成や技術の継承等を支援することにより、伝統的工芸品「越後三条打刃物」を始めとした市内伝統的地場産業の振興を図る。	三条市	
		商工経営基盤強化事業 商工会等が行う事業に対する支援を行うことにより、地域産業の振興を図る。	三条市	
		企業誘致事業 事業所の設置を行った事業者に対して支援を行うことで、企業の進出と定着を促進し、地域産業の振興を図る。	三条市	
		商工業活性化事業 商工業における人材育成や創業支援など総合的な事業を展開することで、就業環境の充実及び新たな産業の創出を図る。	三条市	
		農業経営基盤強化事業 地域が取り組む農林道やかんがい排水施設の整備に対して支援することにより、農業生産基盤等の強化を図る。	三条市	

		<p>農産物販路開拓推進事業</p> <p>首都圏における学校給食米の採用促進や6次産業化に取り組む農業者等へ支援、新規販路開拓に取り組む地域の協議会への支援を行うことにより、地元農産物の新たな販路拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>農業担い手確保育成事業</p> <p>新規就農者の確保、育成を行うことにより、担い手不足を解消し、農業における持続可能性の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>米政策改革推進対策事業</p> <p>関係機関と連携し、需要に応じた米生産や水田の有効活用を推進することにより、農業経営の安定と発展を図る。</p>	三条市	
		<p>有機農業推進事業</p> <p>新たに有機栽培を導入する農業者に対する補助や有機農産物の地産地消の取組を推進することにより、環境にやさしい農業の振興を図る。</p>	三条市	
		<p>土地改良事業</p> <p>関係団体と連携し、土地改良施設の整備、維持、更新を図ることにより、安定した農業生産基盤の確保と農山村地域の環境を保全する。</p>	三条市	
		<p>農林水産業環境保全事業</p> <p>鳥獣被害防止対策を始めとした里山環境整備等を行うことにより、多面的な農林水産業の環境保全を図る。</p>	三条市	
		<p>地域ブランド推進事業</p> <p>下田地域の魅力をいかしたブランドイメージ確立の取組とその戦略的な情報発信により、広域的な交流人口拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>越後・南会津街道観光・地域づくり事業</p> <p>国道289号八十里越の開通を見据え、福島県只見町及び南会津町と連携した八十里越交流促進イベント等の事業を行うことにより、広域観光による交流人口拡大を図る。</p>	三条市	

		<p>下田郷ブランド化推進事業（再掲）</p> <p>下田地域の観光資源の開発や地域資源を活用した事業等を行うことにより、他地域との差別化や交流人口の増加を図る。</p>	三条市	
		<p>交流人口拡大事業</p> <p>観光施設及び農業振興施設を民間事業者がそのノウハウにより、ニーズに対応した施設運営管理を行い、交流人口拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>観光資源開発継承事業</p> <p>地域における多様な観光資源の新規開発や維持継承について支援を行うことにより、それらの資源の地域ブランドとしての確立を図る。</p>	三条市	
		<p>観光イベント事業</p> <p>地域における祭り等のイベントを支援することにより、地元住民のつながりの維持及び交流人口の拡大を図る。</p>	三条市	
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>情報化推進事業</p> <p>市民向け研修会等の実施により、地域住民の情報リテラシーの向上を図るとともに、行政手続きの電子申請を拡充し、サービスの向上に取り組む。</p>	三条市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>社会資本包括的維持管理委託事業</p> <p>地域の实情に精通した企業体等に公共施設の維持管理を包括的に委託することにより、将来にわたって社会インフラの効率的、安定的な維持管理を継続する。</p>	三条市	
		<p>地域公共交通体系整備事業</p> <p>デマンド交通の運営を行うとともに、地域における公共交通体系の見直しを行うことにより、利用者の利便性向上及び持続可能な公共交通網の構築を図る。</p>	三条市	
		<p>生活交通確保対策事業</p> <p>路線バスの運行費を補助することにより、地域における公共交通手段の維持存続を図る。</p>	三条市	

6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	合併処理浄化槽設置促進事業 設置経費の補助を行い合併処理浄化槽への転換を促すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	三条市	
		住宅等耐震化事業 木造住宅の耐震診断及び改修等に係る経費を補助することにより、地域住民の生活環境の安全性向上を図る。	三条市	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者社会参画推進事業 様々な価値観や能力に応じた活躍の場の創出や活動に結び付けるための仕組みづくり等の環境整備を行うことにより、長寿社会における地域の活力維持及び向上を図る。	三条市	
		高齢者就業支援事業 多様な価値観を持つ元気な高齢者の就業の受け皿となるシルバー人材センターに対し、補助を行うことで、健康で自立した生活を送ることができる環境を整備する。	三条市	
		地域支え合い事業 高齢者の安否確認や緊急時の連絡手段の確保を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備する。	三条市	
		高齢者生きがい対策事業 高齢者に対して敬老祝金や祝品贈呈等を行うことで、地域社会の中で生きがいを持ちながら健康を保持し、長年の経験と知識をいかして積極的な役割を果たしていける環境を整備する。	三条市	
		家族介護等支援事業 要介護者及びその家族の在宅介護に対する支援等により、介護における経済的・精神的負担軽減を図る。	三条市	
		老人保護事業 養護老人ホーム等の入所措置又は短期入所、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用する低所得者の負担軽減等の支援を行うことにより、高齢者の健康保持及び生活安定を図る。	三条市	

		<p>子育て環境整備事業</p> <p>保育所（園）や児童クラブなど子育て環境を充実させるとともに、医療費助成等の経済的支援を継続することで、子育て世代が選びたくなるまちの形成を図る。</p>	三条市	
		<p>母子保健事業</p> <p>妊娠、出産、子育てに関する相談や眠育についての情報発信等を行うことにより、子育てにおける不安の軽減及び母子の健康増進を図る。</p>	三条市	
		<p>児童発達支援センター事業</p> <p>保護者、保育所（園）、関係機関、市などが連携して継続的に子どもと子どもを育成する保護者等の支援を行うことにより、義務教育終了までの子どもが持つ力を十分発揮しながら成長できる環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>総合サポートシステム事業</p> <p>市が情報を可能な限り集約・一元化し、関係機関等と連携した支援を継続的に行うための体制を構築することで、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に行う環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>青少年健全育成事業</p> <p>青少年健全育成に係るイベント・講演会の開催等、様々な取組を実施することにより、次世代を担う人材の健全な育成を図る。</p>	三条市	
		<p>地域生活支援事業</p> <p>障がい者（児）が、自立した社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、福祉の増進を図る。</p>	三条市	
		<p>障がい者自立支援事業</p> <p>身体や知的、精神に障がいがある方等に障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえたサービスを提供することにより、自立した生活を送ることができる環境を整備する。</p>	三条市	

		<p>障がい児通所支援給付</p> <p>心身に障がい又は発達に遅れがある児童を対象に療育・訓練等の支援を行うことで、生活能力の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>障がい者福祉事業</p> <p>様々な障がいを持つ方に対して、医療費助成等の生活の質を向上させる各種支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図る。</p>	三条市	
		<p>健康運動教室事業</p> <p>総合型地域スポーツクラブのプログラムとして健康運動教室を開催することにより、生活習慣病の予防・改善を図る。</p>	三条市	
		<p>壮年期からの生活習慣病予防対策事業</p> <p>訪問指導、健康教育、健康相談とともに生活習慣病の啓発活動等を行うことにより、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。</p>	三条市	
		<p>精神保健事業</p> <p>こころの健康づくりの推進と悩みを抱える人の早期発見・早期対応が行える環境づくりの推進を図る。</p>	三条市	
		<p>高齢者保健・介護一体化事業</p> <p>生活習慣病や生活機能低下のリスクに対し、保健事業と介護予防事業を活用して、切れ目のない一体的な支援を行うことにより、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>公園施設管理運営事業</p> <p>公園施設を適正に運営管理することにより、誰もが暮らしやすい快適なまちの形成を図る。</p>	三条市	
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>少ない医療資源を介護等の多業種と連携することにより補完し、医師会とともに効率的・継続的に在宅医療を提供する体制の形成を図る。</p>	三条市	
		<p>ICT 技術を活用した医療体制確保事業</p> <p>下田地域の医療における受診方法の選択肢拡大と、患者の医療機関受診までの労力軽減のため、ICT 技術を活用した医療体制の拡充を図る。</p>	三条市	

9 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	<p>小中一貫教育推進事業</p> <p>小中一貫教育活動等を支援することにより、小学校と中学校が協働で行う系統的・継続的な教育活動の推進を図る。</p>	三条市	
		<p>就学支援事業</p> <p>遠距離通学の補助や要保護・準要保護児童・生徒に対する援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。</p>	三条市	
		<p>通学支援事業</p> <p>スクールバスの運行等への支援を行うことにより、通学時の負担軽減を図る。</p>	三条市	
		<p>生涯学習振興事業</p> <p>生涯学習推進計画に基づいた施策を推進することにより、地域住民の生きがいを創造する。</p>	三条市	
		<p>公民館事業</p> <p>公民館において、様々なテーマから学習機会を提供することで、地域住民のつながり及び持続可能な地域社会の形成を図る。</p>	三条市	
		<p>スポーツ振興事業</p> <p>下田地域の自然資源を活用したスポーツイベント等の支援を行うことにより、生涯スポーツの関心を高めるとともに、スポーツを通じての交流を図る。</p>	三条市	
		<p>小中学校体育系部活動支援事業</p> <p>小中学校の体育系部活動指導補助者の人材育成等を行うことにより、適切なスポーツ教育を行うとともに、児童生徒のスポーツへの関心や理解の向上を図る。</p>	三条市	
10 集落の 整備	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	<p>コミュニティ支援事業（再掲）</p> <p>地域のコミュニティ活動の支援や社会起業家の誘致等を行うことにより、住民主体の地域づくりを推進する。</p>	三条市	
		<p>地域おこし協力活動事業（再掲）</p> <p>外部人材である地域おこし協力隊を活用することで、地域内の魅力等を掘り起こし、地域活性化を図る。</p>	三条市	

11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化振興事業 漢字文化やその他文化芸術に触れる機会を提供することにより、地域住民の地元への愛着心醸成及び交流人口の増加を図る。	三条市	
		文化財保護啓発事業 下田地域における文化財を保存・管理するとともに、それらに接する機会を設けることにより、地域住民等に郷土の歴史や文化についての理解・関心を深める。	三条市	
		遺跡発掘調査事業 遺跡の展示会や講演会等を通じて地域住民の郷土の歴史や遺跡に対する関心を喚起するとともに文化の向上を図る。	三条市	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	森林環境整備及び木質バイオマス発電用資源調達事業 森林の間伐等を促すことにより、森林環境の適正な整備及び再生可能エネルギーによる脱炭素化を図る。	三条市	
		再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギーの活用を通じて、雇用の創出や自然環境の保全を図る。	三条市	